

高校生の皆さんへ

自転車ヘルメット着用の推進について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、本連盟の活動に対しまして格別のご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年度4月より「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行されました。この条例では、18歳以下の児童生徒の保護者の努力義務として、児童生徒に自転車安全教育を行うこと、児童生徒の自転車に反射機材を備えることとともに、乗車用ヘルメットを着用させること、及び自転車損害賠償保険等に加入するよう努めることが規定されています。

登下校はもとより、休日等の部活動においても日常的に自転車を利用していることと思います。本連盟としましても、自転車の安全利用に関する指導・啓発活動を充実させることにより、自転車の安全利用に関する意識の向上を図ることは、命を守るうえで非常に重要なことと考えております。

つきましては、高知県教育委員会事務局学校安全対策課の「自転車ヘルメット着用推進事業」について今一度ご確認いただき、痛ましい交通事故の被害に遭うことのないよう、こうした補助・助成制度も積極的に活用し、乗車用ヘルメットを着用するようお願いいたします。

高知県教育委員会事務局学校安全対策課 「自転車ヘルメット着用推進事業」

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/312301/2019060800015.html>

令和元年9月30日

高知県高等学校体育連盟

会長 秋森 学